

## 一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について（令和4年12月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数 (関東運輸局管内)	営業所点数 (当該行政処分により付された違反点数)
20221206	多摩川ハイヤー株式会社 (法人番号4020001066547) 代表者 山本 弘	神奈川県川崎市 高津区溝口3-19-12	本社営業所	神奈川県川崎市 高津区溝ノ口 3-19-12	輸送施設の使用停止(85日車)	道路運送法第13条	令和4年2月18日及び令和4年3月4日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。11件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(道路運送法(以下、運送法)第13条)、(2)運行管理者の解任届出義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第68条第1項)、(3)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(6)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(7)定期点検整備等の未実施(道路運送車両法第48条)、(8)運行管理補助者の要件違反(運輸規則第47条の9第3項)、(9)運行管理者の講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)、(10)報告義務違反(運送法第94条第1項)、(11)運転者証の返納等義務違反(タクシー業務適正化特別措置法第16条第1項、第2項)	9	9
20221213	鳳自動車株式会社(法人番号3011801000779) 代表者 上澤 大祐	東京都葛飾区西 水元5-13-14	本社営業所	東京都葛飾区 西水元5-13-14	輸送施設の使用停止(20日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和4年3月16日、労働局からの通知を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	2	2
20221220	高橋 昇	東京都練馬区	個人	東京都練馬区	文書警告 輸送の安全確保命令	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項	令和4年7月21日及び令和4年8月5日、救護義務違反があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(2)乗務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条)、(3)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	0	0
20221222	京王自動車株式会社(法人番号1013401005755) 代表者 高木 保	東京都多摩市関 戸2-37-3	杉並営業所	東京都杉並区 上荻4-22-9	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和4年12月22日、駐停車違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0

20221223	株式会社グリーンキャブ(法人番号2011101023399) 代表者 高野 公秀	東京都新宿区戸山3-15-1	本社営業所	東京都新宿区戸山3-15-1	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和4年12月23日、駐停車違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
20221223	国際自動車株式会社(法人番号8010801018901) 代表者 牛久 恭文	東京都江東区東雲2-6-1	羽田営業所	東京都大田区平和島5-8-3 1階	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和4年12月23日、駐停車違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)